

分担金・拠出金の名称	クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金拠出金	平成28年度 予算額	134,400千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	クメール・ルージュ特別法廷国連信託基金				
国際機関の概要	<p>国連の協力により、カンボジア国内裁判所で実施される国際水準の特別法廷(二審制)。カンボジア政府と国連との交渉を経て、国連総会決議に基づき成立。人的管轄範囲は、クメール・ルージュ政権(1975年～79年)の上級指導者及びカンボジア刑法、国際人道法や慣習法等への重大な違反に重大な責任を持つ者。2006年に開始し、2012年に第一事案(ドゥイッ元S21国家中央治安本部長)に最高審判決(無期禁固)が、2014年に第二事案第一セグメント(ヌオン・チア元国民議会議長、キュー・サンパン元国家幹部会議長)に初級審判決(無期禁固)が下された。</p>				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>本件特別法廷は、20世紀にアジアで発生した最大の人道に対する罪の一つと言われるクメール・ルージュ政権の大虐殺の罪を裁くもの。これまで有力幹部等に判決二つを下す。本法廷は、犯罪発生地国の司法システムで国連の協力により実施する裁判であり、カンボジア国民の関心は極めて高い。現在裁判実施中の第二事案では国家元首級が対象であり、被告の地位の高さという意味ではニュルンベルグ裁判以来とも言われる。その意味で、本件法廷は国際刑事裁判の分野で新たなモデルを提示しうるもので、国際社会からも引き続き注目されている。</p>				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>我が国のカンボジア和平への貢献は、我が国の積極的平和主義の原点であり、本件裁判支援は、カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成及び法の支配に資するもので、本件裁判への支援は、我が国の技術協力・法整備支援とも相互補完の関係にある。本件特別法廷は、国際刑事裁判にかかる法廷であり、我が国の知見は限られており、他の国際刑事裁判の経験を有する国連の協力の下で実施することが適当である。</p> <p>我が国は、これまで本件法廷の設立・運営に主導的役割を果たしてきており、仮に我が国が大幅に支援額を減らせば、各国に拠出を躊躇させ、裁判停止にもつながりかねないところ、引き続き応分の負担を行う必要がある。</p> <p>我が国は、ニューヨークにて本法廷の活動計画及び予算案を審査し、提言を行う運営委員会の主要メンバーとして活動。プノンペンでは、ドナー国による非公式な情報・意見交換の会合であるフレンズ会合の共同議長であり、我が国の意見は極めて重視されている。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>国連の内部監査組織(The Office of Internal Oversight Services)が内部監査を実施。</p> <p>我が国からの提案を受け、四半期毎に法廷の活動状況及び財政状況を記載した報告書を作成し、ドナーに提出。2年毎の予算案策定の際にニューヨークの運営委員会で同予算案を審査し、予算削減・効率化、組織の簡素化に努めている。具体的には、司法プロセスに直接関わらない(中核ではない)ポストの削減や我が国の提案による裁判のスケジュール及び裁判迅速化措置を盛り込んだ完了計画の策定等がある。</p> <p>過去に汚職疑惑が発生した際には、独立のカウンセラーを設置し対処した。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	<p>現在邦人職員はいない。国際判事の欠員が生じた場合に日本側に判事候補者の推薦を依頼越すなど邦人職員の採用・活用に意を用いている。</p>				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>①計画段階(Plan): 我が国の関連政策(「経済財政運営と改革の基本方針2015」)等に照らしつつ、予算要求。②実施段階(Do): 予算拠出。ニューヨークでの運営委員会及びプノンペンでの支援国会合や四半期毎に作成される進捗状況報告書等を通じて、特別法廷の活動をモニタリング。③評価段階(Check): 国連が実施する内部監査や法廷カンボジア側が実施する外部監査等を通じて、成果を評価。④フォローアップ(Act): 運営委員会や支援国会合に加え、国連及びカンボジア政府ハイレベル(それぞれシェーファー事務総長特別専門家及びソック・アン副首相)に対し、必要に応じて改善を提言。</p>				
担当課・室名	アジア大洋州局 南部アジア部 南東アジア第一課				